

水田農業における生産性の向上を図るため、 スマート農業機械の導入に係る経費の一部を補助します。

■補助対象経費

主に水田（作物は土地利用型作物（水稻、大豆、麦、子実用とうもろこし）に限る。）で利用する以下に掲げるスマート農業機械で、耐用年数が4年以上（中古の機械は2年以上）のものの導入に要する経費。

- ① 自動操舵システム
- ② 自動飛行ドローン
- ③ 直進アシスト機能付き田植え機
- ④ 水管理システム
- ⑤ RTK-GNSS均平システム

＜補助金の額＞

補助対象経費の実支出額（税抜）の1/2以内の額（千円未満切り捨て）
上限100万円

＜補助対象外経費＞

- ・①～⑤の導入に要する経費のうち、スマートフォン、パソコン等農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いものとして認められる付帯設備分の経費。
- ・国または県が実施するスマート農業機械の支援に係る補助事業により補助を受けようとする経費と同一の経費。（本事業との重複需給の禁止。）

■必要書類等

①応募用紙	⑤【法人又は農業者団体】定款又は規約
②参考見積書（市内業者1者分）	⑥【農業者団体】構成員名簿
③導入する機械のカタログ	⑦印鑑※
④獲得ポイント確認書類	※応募用紙に本人が自署されない場合及び法人の場合は必要です。

■公募期間 令和7年7月1日（火）から7月31日（木）まで

■応募受付 市役所農政課（前川本館3階）にお越しください。

■採択方法 ポイント制 ※ポイント（裏面参照）の合計点が高い方から採択します（同点の場合は抽選）。

■注意事項

- ・令和4年度から令和6年度の間に実施された、国・県・市の補助事業における、水田で利用されるスマート農業機械の導入実績がなく、令和7年度に国・県が実施するスマート農業機械の支援に係る補助事業において、申請中または採択となっていない方から優先して採択します。
- ・令和7年産営農計画書を弘前市農業再生協議会に提出しており、土地利用型作物（水稻、大豆、小麦、子実用とうもろこしのいずれか）を作付け予定であることが確認できる必要があります。
- ・ポイントの合計が2以下の場合、応募できません。
- ・令和5年度、令和6年度において、個人市・県民税、国民健康保険料等を滞納している場合、応募できません（事業の交付申請までに完納する場合を除く）。

【問合せ先】

弘前市役所 農林部農政課 TEL:0172-40-4356

事業の詳細は市ホームページをご参照ください。

こちらからも
ご覧いただけます→

